

防災行政無線戸別受信機について

受信機の貸与について

災害時等の緊急放送や町からのお知らせ等、町内放送を家の中でも聞くことができる「戸別受信機」の無償貸与を行っています。

受付・受渡し（※認印が必要です）

- ・役場2階環境防災課
- ・小屋浦ふれあいセンター（亀石・小屋浦地区の方）



また、設置しても電波が入りづらい・聞こえづらい世帯は役場環境防災課までご連絡ください。

電池交換について

現在貸与中の戸別受信機は、停電時でも重要な情報を伝達できるように乾電池を内蔵していますが、数か月に一度は電池の状態（サビ・液漏れ）を確認してください。通常時でも乾電池は消耗していきますので、1年に1回は電池交換をしてください。

問合せ 役場環境防災課 ☎820-1540

家族介護者教室～支えあいの輪をひろげよう！～

認知症の基本～在宅での介護～

とき 3月25日（水）14時～15時30分

ところ 町民センター 視聴覚教室

参加費 無料

講師 中山 千寿（介護支援専門員・広島県認知症介護指導者）

長年介護の現場で利用者さんやご家族に寄り添った関わりをされています。

今回は認知症について分かりやすくお話をさせていただきます。

※事前に申し込みの上、ご参加をお願いします。（当日参加も可能です。）

申込み 介護老人保健施設はまな荘 ☎820-1877

坂町地域包括支援センター ☎885-3701

教室の3つのねらい

- 1 知識を深める
- 2 介護の知り合いをつくる
- 3 ストレスの発散

認知症サポートカフェ～認知症の方にやさしいひととき～出張ようよう喫茶

認知症の方や介護をされている方、認知症に関心のある方が集まって語り合える場所です。悩み事を共有して、介護のヒントやアドバイスをもらったり、経験談を聞いたりして、自分の生活に役立ててみませんか。

とき 3月31日（火）14時～15時

ところ 小屋浦コミュニティハウス

参加費 無料

申込み 坂町地域包括支援センター ☎885-3701



認知症サポーターがいます。お気軽にお越しください。ホッと一息しましょう♪

令和8年度坂町税等口座引落日について

種類	口座引落日			
住民税(個人) ※年金または給与からの天引きの方は除く	(一括)	令和8年6月26日(金)		
	(各期)	令和8年6月26日(金) 第1期	令和8年10月26日(月) 第3期	令和8年8月26日(水) 第2期
固定資産税	(一括)	令和8年4月27日(月)		
	(各期)	令和8年4月27日(月) 第1期	令和8年12月25日(金) 第3期	令和8年7月27日(月) 第2期
軽自動車税	令和8年4月27日(月)			
下水道受益者負担金	(各期)	令和8年8月26日(水) 第1期	令和9年1月26日(火) 第2期	
保育所保育料		令和8年4月27日(月) 第1期	令和8年10月26日(月) 第7期	
水洗便所設備資金償還金		令和8年5月26日(火) 第2期	令和8年11月26日(木) 第8期	
公営住宅使用料		令和8年6月26日(金) 第3期	令和8年12月25日(金) 第9期	
留守家庭児童会負担金		令和8年7月27日(月) 第4期	令和9年1月26日(火) 第10期	
介護保険料(各期) ※介護保険料は年金からの天引きの方は除く		令和8年8月26日(水) 第5期	令和9年2月26日(金) 第11期	
		令和8年9月28日(月) 第6期	令和9年3月26日(金) 第12期	
国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 ※年金からの天引きの方は除く ※国民健康保険税は8期まで ※後期高齢者医療保険料は9期まで		令和8年7月27日(月) 第1期	令和8年12月25日(金) 第6期	
		令和8年8月26日(水) 第2期	令和9年1月26日(火) 第7期	
	(各期)	令和8年9月28日(月) 第3期	令和9年2月26日(金) 第8期	
		令和8年10月26日(月) 第4期	令和9年3月26日(金) 第9期	
		令和8年11月26日(木) 第5期		

口座振替は、金融機関や役場へ出かける必要がなく、自動的に納付することができるため、おすすめしています。

問合せ 役場税務住民課 ☎820-1502

事業ごみの処理手数料の改定について

安芸クリーンセンター及びたいびエコセンターに搬入する事業ごみの処理手数料について、人件費の高騰や物価の上昇による見直しを行った結果、令和8年4月1日（水）から次のとおり改定されます。

安芸クリーンセンター及びたいびエコセンター処理手数料

区分	計量単位	処理手数料基礎額	
		新料金	旧料金
事業系一般廃棄物	10キログラムまでごと	108円	101円

●処理手数料基礎額は、消費税及び地方消費税を含んだ額です。

●処理手数料は、安芸クリーンセンター及びたいびエコセンターで計量した事業ごみの重量に、上記の処理手数料基礎額を乗じた金額となります。

問合せ 役場環境防災課 ☎820-1506